

# 三川小いじめ防止基本方針

令和7年度版

## 1 はじめに

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、同法第十三条には「学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」と規定されている。

また、第二十二条には、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のために組織を置くものとする」と規定されている。

千葉県でも、平成26年に「千葉県いじめ防止対策推進条例を施行し、「千葉県いじめ防止基本方針」が策定された。

ついては、いじめの防止等の対策のための組織を設置し、本校の実情に応じた実効性のある「三川小いじめ防止基本方針」を作成し、いじめのない学校づくりを推進する。

## 2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にあたる事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## 3 基本理念

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 4 学校いじめ対策組織について

(2) 校内教育支援委員会の組織 ～いじめ防止対策～

### 構成メンバー

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・養護教諭 ・長欠対策担当教員
- ・教育相談担当教員 ・該当児童担任 ・SC

## 5 いじめの未然防止について

(1) 基本的な考え方

- ① いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ② 児童同士、児童と教職員の信頼関係を築く。
- ③ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。

- ④児童が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せるよう指導する。
- ⑤未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に児童の行動を把握したり、定期的なアンケートや児童の欠席日数などで検証したりし、改善点等についてを検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

## (2) いじめ防止のための措置

- ① いじめについての共通理解を図ること
  - ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
  - ・全校集会や学級活動等で教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。
- ②いじめに向かわない態度・能力を育成すること
  - ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
  - ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。
- ③いじめを生まないために指導上留意すること
  - ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを心がける。
  - ・学級の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
  - ・教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように細心の注意を払って指導する。
  - ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ④自己有用感や自己肯定感を高めること
  - ・教育活動全体を通して、児童一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
- ⑤児童自らがいじめ防止・撲滅について考える取組
  - ・代表委員会を中心に、児童自身がいじめの防止について考える取組を行う。  
(いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択等)
- ⑥インターネットを通じて行われるいじめへの取組
  - ・ネット上あるいはSNS、オンラインゲーム、携帯電話のメール等で行われるいじめを防止するため、講師を招いての情報モラル教室や担任による情報モラルをテーマにした授業を計画的に実施する。

# 6 いじめの早期発見について

## (1) 基本的な考え方

- ①いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ②些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いをもち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ③グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より児童の動きを細かく観察する。

## (2) いじめ早期発見のための取組

- ①アンケート調査
  - ・全校で毎朝タブレット端末(L-Gate)を活用した生活アンケートを実施する。  
結果については、全教職員で共有し、気になる児童(質問に対して否定的回答が多い児童・相談したいことがあると回答した児童など)についてはすぐに面談をし、結果は記録表に記載し、管理職に提出する。
- ②教育相談体制
  - ・年に2回(6月・11月)教育相談週間を位置づけ、児童理解に努める。
  - ・教師と児童の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
  - ・保健室前に相談箱を設置し、毎日養護教諭が確認することで、児童の悩みを受け止め、相談に対応できる体制を作る。

- ・SOSの出し方教育について、年間計画の中に位置づけ、年度始めなどの適切な時期に県が作成した指導資料等を活用して全学級で授業を実施する。
- ・発達障害を含む障害がある、LGBTQ、災害等により被災した等、特に配慮が必要な児童について、学校として組織的に適切な対応ができるように努める。

### ③情報共有

- ・職員会議や毎週1回の職員打合せにおいて、いじめ等生徒指導に関わる情報交換の時間を設け、いじめの早期発見に努める。
- ・スクールカウンセラー等を効果的に活用し、家庭との円滑な情報共有により、児童の発達段階や生活環境等の状況を踏まえた児童理解に努める。

### 保護者の皆様へ

- いじめ等で困ったことがあれば、いつでも担任（副担任）または、教頭・養護教諭にご相談ください。
- 保健室前に「心の目安箱」を設置しています。（写真1）  
子どもたちが相談したいことがあればいつでも書いて入れることができます。開封は、毎日です。  
【いじめ相談相談窓口 教頭・養護教諭】

〈写真1 心の目安箱〉



## 7 いじめの認知について

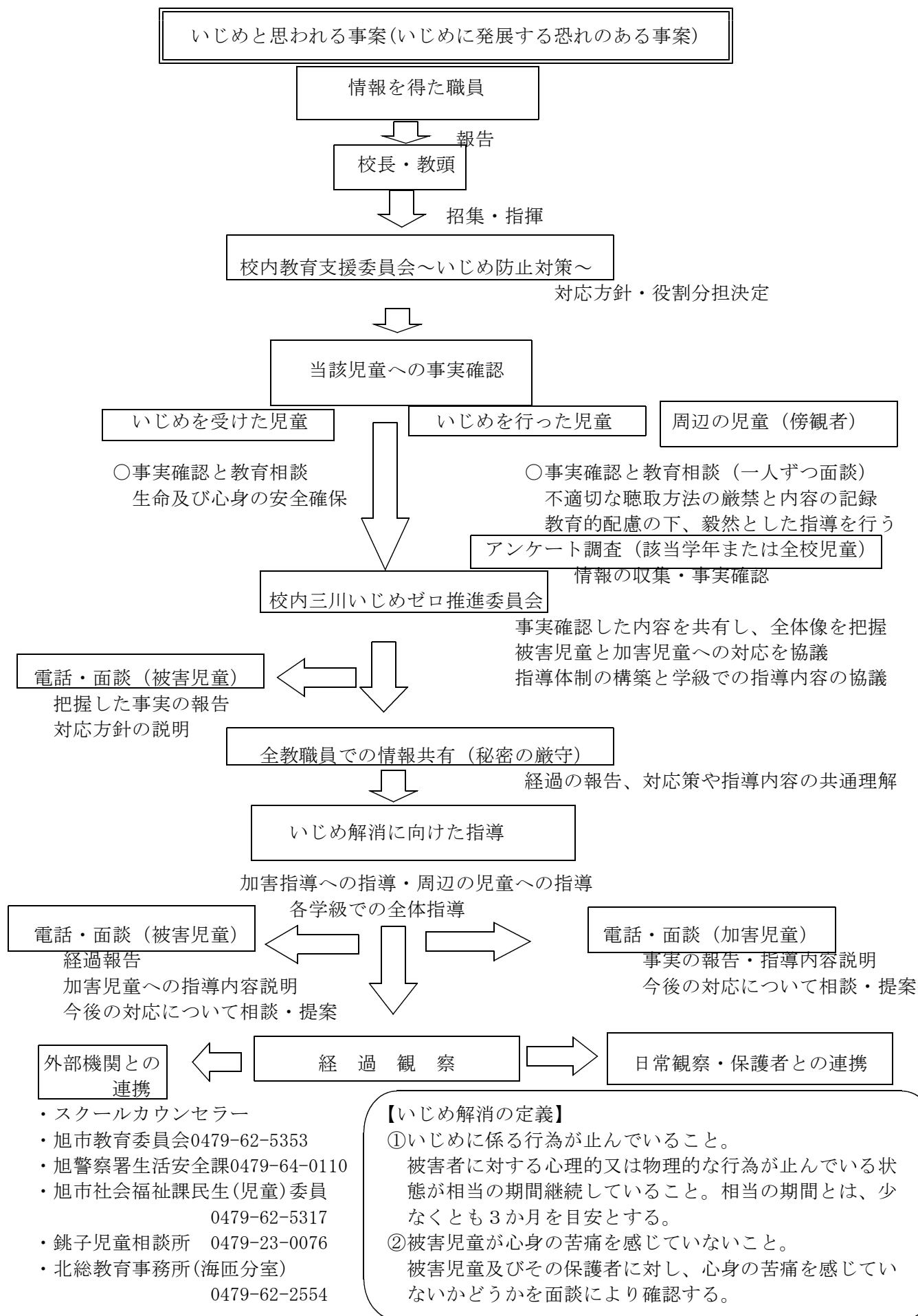
### （1）初期対応について

いじめは、いじめの定義に基づき、早期に認知し、重篤化しないように、迅速に対応していく。

### （2）認知に当たっての確認事項

- ①限定的に認知を行っているか。（力関係、継続性、悪質性、故意、重大性で判断しない）
- ②学級担任等、特定の教員だけで「いじめではない」と判断していないか。  
（学校内のいじめ防止対策組織を活用し認知をする。）
- ③学校内の行為のみを対象としていないか。（一定の人間関係とは、学校の内外を問わない）
- ④けんかや、ふざけあいであっても、状況をよく確認して認知しているか。
- ⑤被害者側が気づいていない悪口等も、いじめになりうるものとして指導しているか。
- ⑥よかれと思って行動したことが相手を傷つけた場合なども、いじめと認知しているか。

## 8 いじめを認知した場合の対応について



### 【いじめ解消の定義】

- ①いじめに係る行為が止んでいること。  
被害者に対する心理的又は物理的な行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。  
被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

## 9 重大事態の対処について

### 重大事態の基準・対応

#### (1) 重大事態とは

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
【いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号：1号重大事態】
- ・ いじめにより児童が相当の期間（30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号：2号重大事態】

#### ※重大事態の例

- ①児童が自殺を企図した場合                      ②心身等に重大な被害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合              ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

#### (2) 対応について

- ①発生の報告……………電話などで速やかに教育委員会へ報告  
文書により教育委員会を通じて、地方公共団体の長まで報告
- ②調査組織の設置、調査主体の決定……………調査の主体は教育委員会または学校とする。
- ③調査についての説明……………被害者側に寄り添いながらの対応を第一とする。  
調査の目的・目標、調査の主体、調査の時期・期間  
調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供
- ④調査……………被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。
  - ・ アンケートの実施に当たっては目的（いじめの重大事態の調査のため）とアンケート結果を被害児童と保護者に提供する場合があることを、調査対象の児童及びその保護者に説明する。
  - ・ 調査は可能な限り速やかに実施するように努める。
  - ・ 調査においては、加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。
  - ・ 調査により把握した情報の記録は、適切に保存する。
- ⑤調査実施中の経過報告
- ⑥分析……………調査において、いじめ防止対策推進法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用、機能していたか等について。
- ⑦報告書の作成……………いじめ防止対策推進法第30条第1項に基づき作成する。
- ⑧調査結果の報告
- ⑨調査結果を踏まえた対応……………被害児童に対して、事情や心情を傾聴し、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行い、被害児童が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。  
加害児童に対しては、個別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童に対する指導を行う場合は、その保護者に協力をあおぐ。
- ⑩地方公共団体の長などによる再調査（再調査を行う必要があると考えられる場合）

## 10 学校いじめ防止基本方針の公表・評価について

### 三川小いじめ防止基本方針の公表・点検・評価について

- ・三川小いじめ防止基本方針はホームページで公表する。
- ・いじめに関しての調査や年度ごとの比較・分析をし、児童の傾向を把握し、いじめ予防に生かす。
- ・学校評価アンケートの中に「いじめ問題への取組」の項目を設け、保護者、職員、関係者で評価・検証をする。
- ・評価・検証の結果を受けて、三川小いじめ防止基本方針の見直しを行う。

## 11 いじめの相談・通報について

(いじめの早期発見のための措置)

### ①学校内でいじめ相談・通報窓口の設定

- ・教頭・生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育担当が窓口となる。
- ・「はなす勇氣」の指導は、全校集会や各学級での道徳・学活で行う。

### ②学校外の主な相談窓口

- ・24時間子供SOSダイヤル (0120-0-78310) 24時間対応
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター (0120-415-446) 24時間対応
- ・ヤングテレホン (千葉県警察少年センター) (0120-783-497)
- ・子どもの人権110番 (0120-007-110) 月～金曜日の8:30～17:15



※LINEで相談したい場合  
二次元コードから友だち追加  
して相談する。

- ・ヤング・テレホン (千葉県警察少年センター) (03-3580-4970) 24時間対応
- ・千葉のいのちの電話 (043-227-3900) 24時間対応
- ・チャイルドライン千葉 (0120-99-7777) 16:00～21:00
- ・ライトハウスちば (043-420-8066) 火～日曜日 10:00～17:00

令和元年5月1日改訂  
令和2年4月1日改訂  
令和3年4月1日改訂  
令和4年4月1日改訂  
令和5年4月3日改訂  
令和6年4月1日改訂  
令和7年4月1日改訂